

譲渡による営業者の地位の承継届に係る確認書

年 月 日

仙台市保健所長 あて

届出者（譲受人） 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（公衆浴場業・興行場営業・理容業・美容業・クリーニング業）の譲渡による営業者の地位の承継届を提出するにあたり、下記事項の説明を受け、内容を理解し了承しました。

記

チェック欄

- （１） 「地位を承継する」とは、許可を受けた者又は届出をした者との同一の権利義務関係に立つということであるから、原則として、承継の前後で許可または届出の内容が変更されることはないこと。（ただし、譲渡の届出の際に変更の届出を行うことは妨げない。）
- （２） 構造設備等の変更がある場合、その変更が譲渡人によるものであっても、承継届出後は譲受人が変更届を提出する必要があること。
- （３） 施設の同一性が認められないような構造設備等の大幅な変更がある場合は、新規と同様の取り扱いとなること。